

行動計画の改定に向けた検討

1. 災害廃棄物処理計画と行動計画の比較参照

近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第2版〕（以下、「行動計画」という。）の改定に向け、近畿ブロック内の複数の自治体の災害廃棄物処理計画と行動計画の比較参照を行い、特徴や整合性について整理し、課題を取りまとめた。

1.1 比較対象災害廃棄物処理計画

(1) 比較対象

近畿6府県の災害廃棄物処理計画を対象とした。

図表 6-1 比較参照対象とした近畿6府県の災害廃棄物処理計画

自治体	策定年
滋賀県	平成30（2018）年3月
京都府	平成31（2019）年3月
大阪府	令和元（2019）年7月修正（平成29年3月策定）
兵庫県	平成30（2018）年8月
奈良県	平成28（2016）年3月
和歌山県	平成27（2015）年7月

(2) 各災害廃棄物処理計画の記載事項

①各処理計画の章構成

近畿6府県の災害廃棄物処理計画の章構成は、順番の違いはあるが、次の事項について記述されている。

- ア) 基本的事項、総則、総論：計画の前提事項
- イ) 平常時の対策、事前準備
- ウ) 発災後の対策
- エ) 計画の推進と見直し

図表 6-2 各災害廃棄物処理計画の章構成

区分	滋賀県 (H30.3)	京都府 (H31.3)	大阪府 (R1.7 修正)	兵庫県 (H30.8)	奈良県 (H28.3)	和歌山県 (H27.7)
ア	第1章 基本的事項	第1章 総論	1 基本的事項	第1章 基本的事項	I 策定趣旨	第1章 総則
					II 計画の基本的事項	
					III 災害廃棄物の発生量・必要処理能力の推計	
イ	第2章 平常時の災害廃棄物対策	第2章 平常時の災害廃棄物対策	4 事前準備	第4章 大規模災害に対する備えと経験・知識の伝承	V 大規模な災害に備えた取組	第2章 災害廃棄物対策 第1節 震災 1. 予防 第2節 風水害 1. 予防
ウ	第3章 発災後の災害廃棄物対策	第3章 発災後の災害廃棄物対策	2 災害応急対応	第2章 災害廃棄物処理の組織体制	IV 災害時の対応方針	第1節 震災 2. 災害発生～応急対応 3. 復旧・復興 4. 他府県被災地の支援
			3 復旧復興対応	第3章 災害廃棄物処理		第2節 風水害 2. 災害発生～応急対応 3. 復旧・復興 4. 他府県被災地の支援
エ	—	第4章 計画の推進	5 計画の推進と見直し	—	—	—

②各処理計画の記載事項

各処理計画の構成別の主な記載項目及び、広域処理に係る事項について、次表のとおり整理した。

図表 6-3 各災害廃棄物処理計画の記載事項（主な記載項目と広域処理に係る事項）（その1）

滋賀県 (H30. 3)	京都府 (H31. 3)
<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の経緯・目的</p> <p>第2節 計画の位置づけ</p> <p><u>※計画の位置づけに行動計画（近畿・中部）との関係を記載（p2）</u></p> <p>第3節 計画の見直し等</p> <p>第4節 本件の地域特性</p> <p>第5節 対象とする災害と災害廃棄物</p> <p>第6節 滋賀県の災害廃棄物処理の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期の復旧・復興のための計画的な処理 2. 県内の処理体制の確保および広域処理等の推進 3. 災害廃棄物の再生利用および減量化 4. 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進 <p>第7節 災害廃棄物処理に係る各主体の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町の役割 2. 県の役割 3. 国の役割 <p><u>※行動計画に基づく運用を記載（p14）</u></p> <p>4. 廃棄物事業者の役割 など</p> <p>第8節 災害廃棄物処理の基本的な流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物の処理等の概要～3. 事務の委託等について 4. 災害廃棄物の処理期間 <p><u>※処理項目別に処理スケジュールを例示（p19）</u></p> <p>第9節 災害廃棄物処理に係る県の組織体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滋賀県災害対策本部 2. 循環社会推進班の組織体制 <p>第10節 災害廃棄物処理に係る財源等</p>	<p>第1章 総論</p> <p>第1節 目的</p> <p>第2節 本計画の位置付け等</p> <p><u>※計画の位置付けに行動計画との関係を記載（p2）</u></p> <p>第3節 災害廃棄物処理の実施主体</p> <p><u>※（3）国の役割を記載（p4）</u></p> <p>第4節 本計画の対象</p> <p>第5節 災害廃棄物処理の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早期の復旧・復興のための計画的な処理 2 府内の処理体制の確保及び広域処理等の推進 3 災害廃棄物の再生利用及び減量化 4 災害廃棄物処理に係る連携・協力の推進 5 環境と経済に配慮した処理の確保 <p>第6節 災害廃棄物処理に当たって留意すべき重要な事項</p> <p>第7節 災害廃棄物処理の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の分別、減量化、再資源化の流れ 2 災害廃棄物処理の進め方 <p><u>※発災後の時期別に市町村と府の取り組むべき行動を図示（p14）</u></p> <p>第8節 事務委託</p>
<p>第2章 平常時の災害廃棄物対策</p> <p>第1節 平常時（発災前）の災害廃棄物対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町の災害廃棄物処理計画策定に係る支援～7. 県民等への情報提供 8. 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制 <p>(1) 県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援</p> <p><u>※近畿・中部のブロック協議会、全国知事会、関西広域連合等の連携、協定による受援・支援を記載（p26）</u></p> <p><u>※ブロック協議会を含む受援・支援体制図（滋賀県被災時）（p27）</u></p> <p>(2) 他都道府県の災害廃棄物処理への支援</p> <p><u>※ブロック協議会を含む受援・支援体制図（滋賀県以外被災時）（p28）</u></p> <p><u>※行動計画の概要記載（p29）</u></p>	<p>第2章 平常時の災害廃棄物対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の災害廃棄物処理計画策定に係る支援～4 行政が備えるべき組織体制 5 災害廃棄物処理に係る連携体制の構築 <p><u>※（1）広域連携体制の構築において、近畿ブロック協議会、協定による連携体制を記載（p19）</u></p> <p><u>※（5）自衛隊・警察・消防との連携を記載（p20）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 6 市町村の廃棄物処理施設強靱化対策等への支援～8 府民等への情報提供
<p>第3章 発災後の災害廃棄物対策</p> <p>第1節 発災後の時期と対応業務の概要</p> <p><u>※発災後の時期と対応業務を記載（p30）</u></p> <p>第2節 発災後の災害廃棄物処理の対応</p>	<p>第3章 発災後の災害廃棄物対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織体制、指揮命令系統及び連絡体制の確立 2 災害廃棄物発生量等の把握 3 処理体制の構築に関する支援等

滋賀県 (H30.3)	京都府 (H31.3)
1. 組織体制および指揮命令系統の確立 2. 連絡体制の確立 3. 情報収集・連絡調整等 4. 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握 5. 処理体制の構築 6. 県民等への情報提供 7. 災害ボランティアへの情報提供 8. 災害廃棄物処理に係る受援・支援 (1) 県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援 <u>※行動計画に基づく受援・支援を記載 (p37)</u> <u>※広域連携の基本的な流れ図 (p38)</u> <u>※受援フロー図 (地方環境事務所との関係明記) (p39~40)</u> (2) 他都道府県の災害廃棄物処理への支援 <u>※行動計画等に基づく支援要請を踏まえた支援時の役割を記載 (p41)</u> 9. 事務の委託等 10. 災害廃棄物処理実行計画の策定 11. 災害廃棄物処理の実施 12. 災害廃棄物処理の進捗管理 <u>※災害廃棄物処理業務の全体の流れ図 (市町村、県) (p50)</u>	<u>※3~10 について、対策別に処理時期別の市町村と府の役割を記載 (p24~31)</u> 4 災害廃棄物処理に係る受援・支援 <u>※広域連携について記載 (p26)</u> 5 京都府災害廃棄物処理実行計画の策定 6 市町村災害廃棄物処理実行計画の策定支援 7 府民等への情報提供 8 災害廃棄物処理の実施に係る支援等 9 環境対策モニタリングの実施 10 災害廃棄物処理の進捗管理
	第4章 計画の推進 第1節 国庫補助金など制度の活用 第2節 本計画の実行性を高めるための施策 第3節 本計画の見直し

注. 下線・・・府県外との広域調整に係る事項の記載がある項目

図表 6-4 各災害廃棄物処理計画の記載事項（主な記載項目と広域処理に係る事項）（その2）

大阪府（R1.7 修正）	兵庫県（H30.8）
<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 本計画の目的</p> <p>(2) 本計画の位置付け</p> <p><u>※計画の位置付けに行動計画を記載（p2）</u></p> <p>(3) 対象とする災害</p> <p>(4) 対とする廃棄物</p> <p>(5) 大阪府域の特徴と災害廃棄物対策の基本的な考え方</p> <p>(6) 大阪府及び市町村の役割</p> <p>ア) 大阪府の役割</p> <p><u>※近畿地方環境事務所や関西広域連合等への支援要請を記載（p6）</u></p> <p><u>※行動計画を踏まえた災害廃棄物処理の総合調整を記載（p7）</u></p> <p>(7) 処理の基本的な流れ</p> <p>(8) 大阪府における発災後の対応</p> <p><u>※発災後の大阪府の対応の流れを図示（p11）</u></p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1-1 目的</p> <p>1-2 本計画の位置付け</p> <p>1-3 対象とする災害</p> <p>1-4 災害廃棄物の特徴</p> <p>1-5 対象とする災害廃棄物</p> <p>1-6 計画の基本的な考え方</p> <p><u>※発災後の時期別の対応内容を記載（p5）</u></p> <p>1-7 災害廃棄物の処理方針の決定（主な事項）</p> <p>1-8 応援体制</p> <p><u>※相互応援協定に基づき、県が調整して広域的な処理体制を構築（p7-8）</u></p>
<p>2 災害応急対応</p> <p>2.1 指示・連絡体制の整備</p> <p>2.2 被害状況等の情報収集</p> <p>2.3 仮設トイレ・し尿・生活ごみ等への対応</p> <p>(1) 市町村との連絡調整</p> <p>(2) 広域処理に係る連絡調整</p> <p><u>※近畿地方環境事務所や関西広域連合との連絡調整を記載（p16）</u></p> <p>2.4 災害廃棄物への対応</p>	<p>第2章 災害廃棄物処理の組織体制</p> <p>2-1 組織体制</p> <p>(1) 災害廃棄物対策チーム</p> <p>(2) 連携体制</p> <p>(3) 人材確保</p> <p>2-2 応援</p> <p>(1) 県及び市町の役割</p> <p><u>※発生時期別に市町と県の組織体制及び役割を記載（p10）</u></p> <p>(2) 応援の調整</p> <p><u>①被災市町単独での処理</u></p> <p><u>②相互応援協定による処理</u></p> <p><u>③他府県への要請</u></p> <p>(3) 兵庫県災害廃棄物対策協力員制度の活用</p> <p>(4) (公財)ひょうご環境創造協会の活用</p>
<p>3 復旧復興対応</p> <p>(1) 一次仮置場の運用状況等の確認</p> <p>(2) 地域内、大阪府域での処理検討</p> <p>(3) 破碎・選別施設等の設置検討</p> <p>(4) 広域処理に係る連絡調整</p> <p><u>※近畿地方環境事務所や関西広域連合との連絡調整を記載（p24）</u></p> <p><u>※近畿ブロック協議会、関西広域連合による支援体制の補足（p25）</u></p> <p>(5) 災害廃棄物処理の事務委託</p> <p>(6) 災害廃棄物発生量の見直し・把握</p> <p>(7) 二次仮置場の整備開始</p> <p>(8) 実行計画の策定</p> <p>(9) 災害廃棄物処理の進捗状況の把握及び支援</p> <p>(10) 災害廃棄物の処理</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理</p> <p>3-1 仮設トイレ等し尿処理</p> <p>3-2 災害廃棄物処理</p> <p><u>※発生時期別に市町と県が行う災害廃棄物処理の手順を記載（p14）</u></p> <p><u>※以下、対策別時期別に市町と県の対策を記載（p15-25）</u></p> <p>(1) 分別</p> <p>(2) 仮置場の選定・設置</p> <p>(3) 収集・運搬</p> <p>(4) 倒壊家屋の解体・処理</p> <p>(5) 処理・再資源化</p> <p>(6) 有害廃棄物等適正処理が困難な廃棄物の対策</p> <p>3-3 進捗管理等</p>
<p>4 事前準備（民間等との連携、研修・訓練等）</p> <p>(1) 民間との連携</p> <p>(2) ボランティアの連携</p>	<p>第4章 大規模災害に対する備えと経験・知識の伝承</p> <p>4-1 大規模災害に対する備え</p>

大阪府 (R1.7 修正)	兵庫県 (H30.8)
(3) 研修・訓練	(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定～(6) 民間事業者の処理施設の余力の把握 (7) 平常時の連携強化 4-2 教育訓練・人材育成等 4-3 被災他都道府県への支援 <u>※関西広域連合構成府県内、その他の地域の支援について記載 (p31)</u>
5 計画の推進と見直し	

注. 下線・・・府県外との広域調整に係る事項の記載がある項目

図表 6-5 各災害廃棄物処理計画の記載事項（主な記載項目と広域処理に係る事項）（その 3）

奈良県 (H28. 3)	和歌山県 (H27. 7)
<p>I 策定趣旨</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>※行動計画との関係図 (p2)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1. 計画作成の背景と目的</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>3. 想定する災害</p> <p>4. 市町村ごとの被害想定</p> <p>5. 災害廃棄物の種類と特性</p> <p>6. 災害廃棄物処理の基本的な考え方</p> <p>7. 処理主体</p> <p>8. 各主体の役割と事務</p> <p>(1) 県の役割と事務</p> <p>(2) 市町村の役割と事務</p> <p>(3) 関係団体等の役割と事務</p> <p>9. 災害廃棄物処理の現状</p>
<p>II 計画の基本的事項</p> <p>1 想定する最大規模の災害</p> <p>2 処理期間の設定</p> <p>3 処理方針</p> <p>(1) 処理体制の構築</p> <p>※災害規模別（中・小規模、大・中規模）の処理方針 (p6)</p> <p>(2) 災害廃棄物処理の基本的な流れ</p> <p>※発災後の処理の流れ図 (p7)</p>	<p>第 2 章 災害廃棄物対策</p> <p>第 1 節 震災</p> <p>1. 予防</p>
<p>III 災害廃棄物の発生量・必要処理能力の推計</p> <p>1 災害廃棄物の発生量の推計</p> <p>2 必要処理能力等の推計</p>	<p>(1) 組織体制・指揮命令系統の構築</p> <p>(2) 情報収集・連絡体制の確保</p> <p>(3) 協力・支援体制の構築</p> <p>①災害廃棄物処理に係る広域体制</p> <p>②相互協力体制の課題と対応</p> <p>③広域支援体制の整備</p> <p>ア) 関西広域連合による相互支援体制</p> <p>イ) 近畿ブロックでの協力体制</p> <p>※行動計画による協力体制構築 (p35)</p> <p>(4) 災害廃棄物処理支援要員等に対する教育・訓練</p> <p>(5) 災害廃棄物処理</p> <p>2. 災害発生～応急対応</p> <p>(1) 県災害対策本部環境班の業務</p> <p>※活動体制図に近畿事務所との関連の記載あり (p56)</p> <p>※業務概要に時系列活動表 (p57)</p> <p>※業務内容のフロー及びチェックリスト (p60～77)</p> <p>(2) 事務委託に基づく災害廃棄物処理</p> <p>(3) 県災害廃棄物処理支援要員</p> <p>3. 復旧・復興</p> <p>(1) 組織体制の見直し</p> <p>(2) 情報収集・連絡体制</p> <p>(3) 協力・支援体制</p> <p>(4) 災害廃棄物処理</p> <p>①広域的な処理・処分 (p91)</p> <p>(5) 県民への啓発・広報</p> <p>4. 他府県被災地の支援</p>
<p>IV 災害時の対応方針</p> <p>1 災害廃棄物処理の基本的な考え方</p> <p>2 災害廃棄物処理の全体像</p> <p>※災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー (p16-17)</p> <p>3 県災害廃棄物対策本部の体制</p> <p>※広域調整班が国等の支援要請など (p18)</p> <p>4 広域支援体制の構築</p> <p>※行動計画による協力体制構築 (p19)</p> <p>※広域支援体制構築フローと県・市町村の役割 (p20)</p> <p>※県主導の広域処理体制の考え方 (p22)</p> <p>5 災害廃棄物発生量の推計</p> <p>6 「運ぶ力」の確保</p> <p>※以下、6～9 に災害時の対応フローと県・市町村の役割を記載 (p25～42)</p> <p>7 「置く力」の確保</p> <p>8 「処理する力」の確保</p> <p>9 住民の生活確保</p> <p>10 処理困難廃棄物等への対応</p> <p>11 環境モニタリング等の実施</p>	

奈良県 (H28.3)	和歌山県 (H27.7)
	<p>※<u>全国知事会の協定、関西広域連合による被災地支援を記載 (p93)</u></p> <p>5. <u>残された課題と対応</u></p>
<p>V 大規模な災害に備えた取組</p> <p>1 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営</p> <p>2 教育・訓練の実施</p> <p>3 災害廃棄物の仮置場の確保対策</p> <p>4 広域相互支援協定締結の促進</p> <p>※<u>全国知事会の協定、行動計画による広域相互支援の体制構築を記載 (p49)</u></p> <p>5 必要な施設、設備等の備え</p>	<p>第2節 風水害</p> <p>1. 予防</p> <p>(1) 組織体制・指揮命令系統の構築</p> <p>(2) 情報収集・連絡体制の確保</p> <p>(3) 協力・支援体制の構築</p> <p>①<u>災害廃棄物処理に係る広域体制</u></p> <p>②<u>相互協力体制の課題と対応</u></p> <p>③<u>広域支援体制の整備</u></p> <p>ア) <u>関西広域連合による相互支援体制 (p96)</u></p> <p>(4) 災害廃棄物処理支援要員等に対する教育・訓練</p> <p>(5) 災害廃棄物処理</p> <p>2. 災害発生～応急対応</p> <p>(1) 県災害対策本部環境班の業務</p> <p>※<u>活動体制図に近畿事務所との関連の記載あり (p103)</u></p> <p>※<u>業務概要に時系列活動表 (p104)</u></p> <p>※<u>業務内容のフロー及びチェックリスト (p107～124)</u></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理支援要員</p> <p>3. 復旧・復興</p> <p>(1) 組織体制の見直し</p> <p>(2) 情報収集・連絡体制</p> <p>(3) 協力・支援体制</p> <p>(4) 災害廃棄物処理</p> <p>⑩<u>広域的な処理・処分</u></p> <p>(5) 県民への啓発・広報</p> <p>4. 他府県被災地の支援</p> <p>※<u>全国知事会の協定、関西広域連合による被災地支援を記載 (p138)</u></p> <p>5. <u>残された課題と対応</u></p>

注. 下線・・・府県外との広域調整に係る事項の記載がある項目

1.2 行動計画との比較参照

(1) 比較参照項目

行動計画との関係性の記載、標準的な手順との関連について、以下の項目について比較した。

- ア) 行動計画の記載（有無、内容）
- イ) 広域連携の記載（有無、内容）
- ウ) 標準的な手順との関連（災害発生後の手順の記載内容）

(2) 比較参照結果（特徴及び整合性）

各処理計画に行動計画に関する記述は、兵庫県を除いて記載がされている。

広域連携に関する記述は、全府県で記載がある。近畿ブロック協議会と関西広域連合に係る記載が中心である。行動計画において示される近畿地方環境事務所のプッシュ型支援の記述はされていない。行動計画〔第2版〕は令和元年7月に改定しており、多くの府県の処理計画策定時期が行動計画改定前の策定であるためである。

標準的な手順との関連では、いずれの府県においても発災後の時期別の対応事項に関する記載がされている。

今後、各処理計画の見直しにあたり、行動計画との関連性、広域連携に係る行動計画との整合、標準的な手順（災害発生後の手順）の整合について、府県に確認を依頼する必要がある。

図表 6-6 行動計画と各処理計画の比較参照結果

自治体	行動計画の記載	広域連携の記載	標準的な手順との関連 (災害発生後の手順の記載内容)
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけに行動計画（近畿・中部）との関係を記載（p2） ・行動計画に基づく運用を記載（p14） ・ブロック協議会を含む受援・支援体制図（滋賀県以外被災時）（p28） ・行動計画の概要記載（p29） ・行動計画に基づく受援・支援を記載（p37） ・行動計画等に基づく支援要請を踏まえた支援時の役割を記載（p41） 	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿・中部のブロック協議会、全国知事会、関西広域連合等の連携、協定による受援・支援を記載（p26） ・ブロック協議会を含む受援・支援体制図（滋賀県被災時）（p27） ・広域連携の基本的な流れ図（p38） ・受援フロー図（地方環境事務所との関係明記）（p39-40） 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理項目別に処理スケジュールを例示（p19） ・発災後の時期と対応業務を記載（p30） ・災害廃棄物処理業務の全体の流れ図（市町村、県）（p50）
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置付けに行動計画との関係を記載（p2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・(3) 国の役割を記載（p4） ・(1) 広域連携体制の構築において、近畿ブロック協議会、協定による連携体制を記載（p19） ・(5) 自衛隊・警察・消防との連携を記載（p20） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後の時期別に市町村と府の取り組むべき行動を図示（p14） ・3～10について、対策別に処理時期別の市町村と府の役割を記載（p24-31）

自治体	行動計画の記載	広域連携の記載	標準的な手順との関連 (災害発生後の手順の記載 内容)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携について記載 (p26) 	
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の位置付けに行動計画を記載 (p2) ・ 行動計画を踏まえた災害廃棄物処理の総合調整を記載 (p7) ・ 近畿ブロック協議会、関西広域連合による支援体制の補足 (p25) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿地方環境事務所や関西広域連合等への支援要請を記載 (p6) ・ 近畿地方環境事務所や関西広域連合との連絡調整を記載 (p16, p24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後の大阪府の対応の流れを図示 (p11)
兵庫県	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後の時期別の対応内容を記載 (p5) ・ 関西広域連合構成府県内、その他の地域の支援について記載 (p31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後の時期別の対応内容を記載 (p5) ・ 発生時期別に市町と県の組織体制及び役割を記載 (p10) ・ 発生時期別に市町と県が行う災害廃棄物処理の手順を記載 (p14) ・ 以下、対策別時期別に市町と県の対策を記載 (p15-25)
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画との関係図 (p2) ・ 行動計画による協力体制構築 (p19) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域調整班が国等の支援要請など (p18) ・ 広域支援体制構築フローと県・市町村の役割 (p20) ・ 県主導の広域処理体制の考え方 (p22) ・ 全国知事会の協定、行動計画による広域相互支援の体制構築を記載 (p49) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害規模別 (中・小規模、大・中規模) の処理方針 (p6) ・ 発災後の処理の流れ図 (p7) ・ 災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー (p16-17) ・ 以下、6~9に災害時の対応フローと県・市町村の役割を記載 (p25-42)
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画による協力体制構築 (p35) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動体制図に近畿事務所との関連の記載あり (p56, p103) ・ 全国知事会の協定、関西広域連合による被災地支援を記載 (p93, p138) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務概要に時系列活動表 (p57) ・ 業務内容のフロー及びチェックリスト (p60-77) (p107-124)

2. 行動計画の見直し方針

2.1 行動計画検討課題例の今年度の検討状況

行動計画の資料4 今後の検討課題例の今年度の検討状況は下表のとおりであった。

図表 6-7 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 [第2版]
資料4 今後の検討課題例 の今年度検討状況

	行動計画 [第2版] 今後の検討課題	検討状況
第Ⅱ章 関連	○近畿ブロックの特性を踏まえた大規模災害のケーススタディ（災害シナリオを設定の上、災害廃棄物発生量・必要な仮置場・既存施設の処理可能量・処理年数の推計、災害時処理困難物の扱い・災害廃棄物の運搬手段・運搬ルートの例示、上町断層帯地震のケーススタディ実施の検討、災害時処理困難物の扱い、必要な仮置場・他ブロックとの連携を含めたケーススタディ実施の検討 等）	○令和元年・2年度検討実施 ※災害時処理困難物の扱い等は未検討
	○大規模風水害による災害廃棄物発生量、片付けごみ発生量等の推計	△検討中（中国四国ブロックと調整継続）
第Ⅲ、 Ⅳ章 関連	○近畿ブロックと他の地域ブロック間における、具体的な受援／応援の方法（マニュアルの作成）	○中部ブロック、中国四国ブロックとの連携の検討
	○D. Waste-Netへの具体的な要請事項	×
	○住民に対する効果的な啓発・広報の方法	○住民啓発モデル事業を実施
	○災害廃棄物実行計画の事例収集・作成項目の検討	△令和3年度実施予定（アンケート等）
第Ⅳ章 関連	○災害発生時における市民への広報手段としてメディアの活用方法	×
	○大規模災害時の廃棄物処理における、関係者の役割の明確化・具体化	×
	○図上演習等を通じた、標準的な大規模災害廃棄物の処理の手順の精査	○各府県が実施
	○市町村職員と応援者との役割分担を明確にしたマニュアルの作成	○令和元年・2年度府県等による支援マニュアル案作成
その他	○災害廃棄物処理の実務を経験したことがある者や、災害時処理困難物の処理技術に関する専門的な知見を有する者をリストアップ	○本省の人材バンク制度によりリストアップ済
	○災害に係る協定、関係者へ報告する際の様式（関係者へ報告する際の 様式を訓練結果など踏まえて適宜修正）の充実（防災部局で発表している内容の共通化など）	○情報伝達訓練の実施
	○一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設（簡易トイレを含む）、再資源化関連施設、災害時処理困難物処理施設、仮置場 等に関する情報の充実及び通常時及び発災時における情報共有	○再資源化関連施設のデータ収集
	○大規模災害の発災後における大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続計画（BCP）検討、その他民間事業者（産業廃棄物処理事業者等）のBCP策定状況の把握及び実施・強化の促進等	△大阪湾BCPに係る検討の実施 ※民間事業者のBCP策定状況の把握は未実施

2.2 行動計画の見直し方針

1. の検討結果及び、今年度の各種事業の調査結果等を踏まえ、行動計画〔第2版〕の改定案を策定した。改定の概要は下表のとおりである。改定案は別途示した。

今後、次年度の協議会までに行動計画改定案に関して協議会構成員から意見を聴取し、次年度の協議会において審議のうえ、行動計画〔第3版〕に改定するものとする。

図表 6-8 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第2版〕の見直し方針（案）

項目	見直し方針（案）
社会動向等を踏まえた修正	<p>(p1) 行動計画第2版（令和元年7月）以降の環境省の各種マニュアル等の制定や検討会等の動向、地方公共団体の災害廃棄物処理計の策定状況、令和元年・2年の豪雨災害の対応状況や各モデルの成果を踏まえた背景の修正</p> <p>(p2) 表1-3 近畿ブロック協議会の役割に、「実効性の確保」を追記</p> <p>(p7) 行動計画と各種マニュアル類の関係を追記</p> <p>(p8) 南海トラフ・上町のケーススタディの実施を記載</p> <p>(p14) 平常時の備え の全体像を更新</p> <p>(p16) 国の役割に他府省（防衛省、国土交通省、農林水産省等）とのネットワーク確保を追記</p> <p>(p19-20) 住民啓発等を防災部局との連携を追記など</p> <p>(p22) 処理計画の策定に、「実効性の確保」を追記</p> <p>(p25-27) 被災状況による支援スキームの段階を追記し、ブロック間連携を明確化</p> <p>(p28) 情報共有にオンライン会議システムの積極活用を明記</p> <p>(p33) 緊急性の高い災害廃棄物等の処理のフローに、自衛隊への支援要請等を追記</p> <p>(p61) 今後の検討課題例 の修正</p>
情報伝達訓練結果の反映	(p46~54) 様式の修正
時点修正	<p>(p2, 55) 協議会構成員の変更</p> <p>(p15) 応援 ⇒ 支援 に文言修正・統一</p>